

仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金の主な流れ

○補助対象者要件

次の全てを満たす事業者の方が、補助対象となります。

- (1) 仙北市伝統的工芸品等を事業用として購入し活用しようとする、宿泊施設・飲食店等（小売業など他の業種も含む）を営む事業者の方
- (2) 暴力団等でない方
- (3) 法令及び公序良俗に反していない方
- (4) 風営法等に規定する事業者でない方
- (5) 宗教に属する事業者又は政治団体でない方
- (6) 公益法人又は事業者の経営に国又は地方公共団体が直接又は間接に参画していない方
- (7) 補助金による資材や機材の取得が、転売を目的としていないこと
- (8) 補助金受領後も事業者として営業活動を継続する意志があること

○仙北市伝統的工芸品等とは

樺細工（国指定）、イタヤ細工（県指定）、白岩焼など

○補助対象事業

仙北市伝統的工芸品等を導入（購入）し、業務用として活用する事業。

例）旅館の客室の茶道具を樺細工にする。

カフェの食器を白岩焼にする。

飲食店内の小物入れ、カゴをイタヤ細工にする。

店頭商品の陳列にイタヤ細工のカゴやザルを活用する。

○補助対象経費・補助金の額

対 象 経 費：購入金額の合計が5万円以上（消費税抜）であること

補 助 率：対象経費の5分の4以内（千円未満端数切捨て）

補助上限額：40万円

申 請 回 数：1回まで

○補助対象外経費

- (1) 消費税及び地方消費税
- (2) 送料
- (3) 設置費用（展示・設置・運営に要する経費）
- (4) 代金支払時の振込手数料



○申請書類の入手方法

仙北市ホームページよりダウンロードしてください。

「新型コロナウイルス感染症情報はこちら」内、

「経済支援対策について（仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金について）」

（URL：<https://www.city.semboku.akita.jp/>）



○申請書類の提出

※ただし、申請受付は予算がなくなり次第、終了予定です。

提出書類

（1）仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）

別紙1：申請者の詳細について

別紙2：事業計画（補助事業の概要、活用方法、実施期間）

別紙3：収支予算書

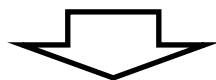
別紙4：宣誓書兼同意書

（2）添付書類

・添付書類1：購入予定の仙北市伝統的工芸品等の見積書※の写し

※仙北市内の製造販売業者が発行し税抜き本体価格及び消費税額が明示されたもの

・添付書類2：申請者の概要がわかる資料（パンフレット等）



申請書類の審査・交付決定

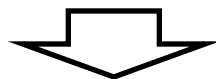


事業実施

○変更申請（計画を変更する場合）

提出書類

①仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金変更申請書（様式第5号）



実績報告

○事業実績報告書の提出

提出書類

（1）仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金実績報告書（様式第9号）

別紙1：事業実績（補助事業の概要、活用方法、実施期間について）

別紙2：収支決算書

（2）添付書類

・添付書類1：補助対象経費の領収証の写し（領収書、振込明細書などの写し）

- ・添付書類 2 : 購入品の内容・数量を証明する画像
- ・添付書類 3 : 店内等での購入品の活用の様子を証明する画像



実績報告書類の審査・確定通知の発送



補助金交付請求

○請求書の提出

提出書類

- (1) 仙北市伝統的工芸品等導入支援事業費補助金交付請求書(様式第9号)
- (2) 添付書類
 - ・添付書類 1 : 法人名義又は個人事業主名義の振込先口座の通帳の写し



補助金交付

問い合わせ先

仙北市農林商工部商工課

〒014-0392 仙北市角館町中菅沢81-8

TEL: 0187-43-3351 FAX: 0187-54-4777